



高齢になっても、介護が必要になっても住み慣れた多古町で暮らしたい。第7回は、まったく違う仕事から福祉業界に転職し、それまでのキャリアを生かしながら働いている秋山浩幸さんをご紹介します。

ずっと多古で暮らす

第7回



大工から福祉業界へ

秋山さんは38年務めた大工から転職し、現在、社会福祉法人樺の会で支援員として勤務しています。転職のきっかけは、知人から「トラックに乗れる人を探している」と言われたことでした。以前に大工の仕事で障がい者支援施設のひかり学園を訪れたことはありましたが、それまでは障がい者や福祉との関わりは無縁の生活でした。

今はひかり学園アネックスでリサイクル担当をしていて、毎日トラックで地域を回り、段ボールやアルミ缶の回収をしています。「缶をたくさん持つていくと、ひかり学園の利用者の皆さんが一生懸命仕分けしてくれるので、やりがいがあります」と話してくれました。

初めはぐっしょりの毎日

転職して間もない頃は、グループホームの世話人の仕事もしていました。世話人の仕事は、利用者の食事作りや洗濯です。家では食



段ボールを回収する秋山さん

キャリアを活かしていつまでも

秋山さんは、リサイクル業務の

事を作ったことがなかった秋山さんは、奥さんに電話して、「ご飯はどうやって炊く」「みそ汁はどうやって作る」と聞きながら料理をしたこともあるそうです。「初めてのことはばかりでしたが、利用者の皆さんの笑顔を見るとうれしくて、続けることができている」と今までのことを思い返しながら話してくれました。

地域と施設をつなぐ

生まれも育ちも多古町で、大工の仕事で町内を回っていた秋山さんは、知り合いも多く、直接段ボールなどの回収の依頼を受けることもあります。福祉や介護の事業所では地域とのつながりが持ちにくい中で、地域をよく知る秋山さんは、とても心強く頼もしい存在です。

人生100年時代といわれる今

傍ら、施設の修繕も行います。「他の職員から器用だねと言われることがあるけど、本職ですから」と笑いながら話します。今の職場はこれまでやってきた仕事を生かせるし、やりがいがあるそうです。「全く違う業界への転職でしたが、長年培った経験を生かすことができている。また、安定してこれから先もずっと働けることが魅力です」と、働くことにとても意欲的です。

退職後に今までのキャリアを生かして福祉や介護の仕事に就く方が増えていきます。初めてのことで不安が多い反面、人と関わることで喜びもたくさんあることが秋山さんのお話から伝わってきました。今回ご紹介した業務をはじめ「介護周辺業務」、「介護補助業務」には、誰もがそれぞれの経験を生かして活躍できることがたくさんあります。

いつまでも自分らしく元気に暮らすためには、社会参加や生きがいづくりが鍵となります。皆さんも趣味や特技を生かして、介護や福祉の現場で働いてみませんか。

お問合せ ● 保健福祉課 介護保険係

76-31855

国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯や、収入が減少した世帯は、申請により国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

※「主たる生計維持者」とは、国民健康保険上の世帯主をいいます。

減免の対象となる世帯

1 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与の収入減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯

- (1) 令和3年中の事業・不動産・山林・給与収入のいずれかが令和2年に比べて3割以上減少する見込みであること
- (2) 令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること(0円やマイナスではないこと)
- (3) 収入の減少が見込まれる所得以外の令和2年所得の合計額が400万円以下であること

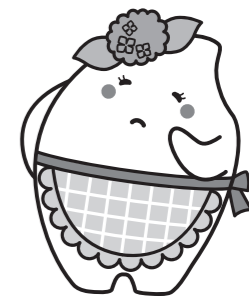
※世帯の主たる生計維持者の3割以上減少することが見込まれる収入における令和2年中の所得が、0円もしくはマイナスの場合は、減免の対象となりません。

減免額

- 1に該当する場合 → 全額減免
- 2に該当する場合 → 対象保険税額(A×B)÷Cに減免割合(D)をかけた金額を減免

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入の令和2年の所得額(減少が見込まれる収入が2つ以上ある場合はその合計額)
- C: 世帯の主たる生計維持者と被保険者全員の令和2年の所得の合計額
- D: 減免割合

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合(D)
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2



減免の対象となる保険税

令和3年度分の保険税のうち令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

※世帯の主たる生計維持者が事業などの廃止や失業をした場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部が減免となります。

申請方法

税務課窓口にて申請。※減免に該当すると思われる方は下記のお問合せ先へ事前にご連絡ください。

申請期限

令和4年3月31日まで

介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免

国民健康保険税と同様に感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、一定の要件に該当する方は、申請により減免を受けられる場合があります。

お問合せ ● 国民健康保険税・介護保険料 → 税務課課税係 ☎ 76-5402
後期高齢者医療保険料 → 住民課国保年金係 ☎ 76-5405